

令和7年度第2回大津町空家等対策推進協議会 議事録

令和8年3月26日（木）午前10時
役場2F 町民協働ルーム

- 1 開 会
- 2 町長挨拶
- 3 議 事
 - ① 第2次大津町空家等対策計画の策定について
 - ② 令和5年度空家実態調査後の空家の現況等について
 - ③ その他

議 事

① 第2次大津町空家等対策計画の策定について

別添資料にて事務局より、これまでの経過及び前回協議会からの変更点について説明。

（主な質問・意見等）

特になし。

→協議の結果、計画案は原案のとおり了承された。

② 令和5年度空家実態調査後の空家の現況等について

別添資料にて事務局より説明。

①調査対象の範囲（賃貸物件）について

本調査において、賃貸物件は対象に含まれているのか。

（回答）

本調査は戸建て住宅を対象としており、賃貸であっても空き家である場合は対象に含めている。一方で、アパート等の集合住宅については対象外である。

②調査対象の範囲（農地付き住宅）について

空き家の中に農地が付随している物件は含まれているのか。また、そのような整理は行っているのか。

（回答）

本調査は建物の状況を中心に外観から把握しているものであり、農地付きかどうかについては整理していない。

そのため、農地が付随している可能性はあるが、現時点では建物単体として把握している。

③空き家バンクの運用状況について

空き家バンクの運用状況について、他自治体と比較してどのような状況と認識しているのか。

（回答）

本町においては、空き家バンクの登録件数は少なく、ここ数年は新規登録がない状況である。

また、空き家の売却等に関する問い合わせ自体も年間数件程度にとどまっている。

このことから、現時点では空き家バンク制度としてのニーズは限定的であると認識している。

④空き家の実態把握（調査件数と実態との乖離）について

調査で把握している件数以上に空き家が存在しているのではないか。

(回答)

本調査は外観調査等により一定の基準に基づき把握しているものである。一方で、空き家を取り巻く状況は変化していることから、実態との乖離が生じている可能性については認識している。このため、今後も現況確認を行いながら、状況の把握に努めていく必要がある。

⑤空き家調査における確認範囲（残置物）について

空き家の調査において、建物内部の残置物（家財等）の状況は確認しているのか。

(回答)

本調査は外観からの確認を基本としており、建物内部の状況や残置物については確認していない。

⑥空き家の判定方法について

空き家の判定はどのように行っているのか。

(回答)

外観調査を基本とし、郵便受けなど建物の状況等を総合的に確認し、居住の有無を判断している。建物内部の状況については確認していない。

⑦民泊等の利用実態について

空き家が民泊等として利用されている実態は把握しているのか。

(回答)

住宅地における民泊については、一定数存在しているものと認識している。民泊については県への届出制度があることから、届出情報を通じて一定の把握は行っている。一方で他自治体においては、近隣住民とのトラブルが生じている事例もあると認識している。本町においても、相談等があった場合には、関係機関と連携しながら必要な対応を行っていく。

⑧空き家活用における町の関与について

地域活性化のために空き家を活用してもらいたいと考える所有者と、地域活動等で空き家の利用を希望する団体等を町が仲介するような仕組みはできないのか。

(回答)

現状は、空き家の活用については空き家バンクを基本とした対応としている。

一方で、アンケート結果から、地域での活用を希望する所有者が一定数存在していることは認識している。このため、空き家バンクを入口としつつ、活用につなげるための仕組みについては検討課題である。

③ その他

本計画については、今後、町での決裁を経て正式に策定し、ホームページで公表する予定である旨を説明。

(主な質問・意見等)

特になし。

4 閉会